

第4章 良好な景観形成に関する方針

1. 景観計画に定める事項

本山町景観計画に定める事項は、次の通りとする。

1) 「景観計画区域」の指定を行う。

なお「重点地区」については将来の課題とし、本計画では取り上げないこととする。

2) 「重要景観建造物」と「重要景観樹木」の指定を行う。

ただし、所有者等との協議が未了であり、同意が確認できていない現時点にあつては、あくまでも候補としての提案にとどまる。

3) 「屋外広告物等に関する行為の制限」を定める。

屋外広告物等の範囲には、自動販売機を含むものとする。

4) 地方公共団体が管理する「景観重要公共施設の整備に関する方針」を定める。

なお、大原富枝文学館など、町が所有する「景観重要建造物の整備」に関しては、本計画では取り上げないこととする。

5) 「景観農業振興地域整備計画」については、景観計画区域内の農振地域に関して、

景観の形成に係る課題がない現時点にあつては、本計画に取り上げないこととする。

6) 「行為の制限に関する事項」を定める。

7) 景観形成に係る施策の策定等に関する機関として、「景観審議会」を設置する。

今後の景観計画区域の見直し及び景観重要建造物・景観重要樹木の追加指定を含む見直しについては、景観審議会で検討をすすめる。

2. 良好な景観形成のための基本方針

第2章「景観計画の基本方針」では、町全域に共通する「景観形成の基本方針」として、“緑なす山々・豊かな清流・悠久の歴史、その恵みを未来につなぐ”を掲げたうえで、次のような基本方針とした。良好な景観の形成にあたっては、これらを踏襲する。

- (1) 自然、文化、歴史の特色をいかす
- (2) 多様性を大切にしながら、自然と社会の調和を育む
- (3) 良好な景観を地域経済と地域社会の発展に活用する
- (4) 必要なことを付け加え、不要なものを減らしていく
- (5) 町民の力を合わせ、こころ豊かな町をつくる
- (6) 計画の再確認と見直しを定期的に行う

3. 地区別に関する方針

- 1) 景観計画区域にあつては、届出対象行為を定め、景観形成の基準を示して、良好な景観の形成のための規制を明示するが、あくまでも「ゆるやかな規制」としたうえで、対話と協議に基づく「誘導」を、基本とする方針である。
- 2) 「その他の区域」にあつては、成文的な規制等はないが、景観計画区域に準じた景観の形成がなされるように、町民及び事業者等による景観形成への努力と協力を期待する。

4. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

指定方針及び指定を予定する建造物及び樹木については第6章による。

5. 既存計画等との調和

- 1) 国及び国の機関、高知県及び周辺自治体等の既存計画に留意し、他機関との協議を前提として、良好な景観の形成に努めることとする。
- 2) 特に本町との関わりが深い、森林計画、農振計画、都市計画等との調和を図る。